

# 人事訴訟事件の概況

—平成29年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成29年1月から12月までの1年間における、全国の家裁裁判所の人事訴訟事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。平成29年の概況を把握するに当たっては、経年の件数等の推移による事件の動向が参考になると考えられることから、資料中の各図表においては、過去10年分（平成20年から平成29年まで）のデータを並べて表記する形で作成した。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

（注） 本資料において、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。

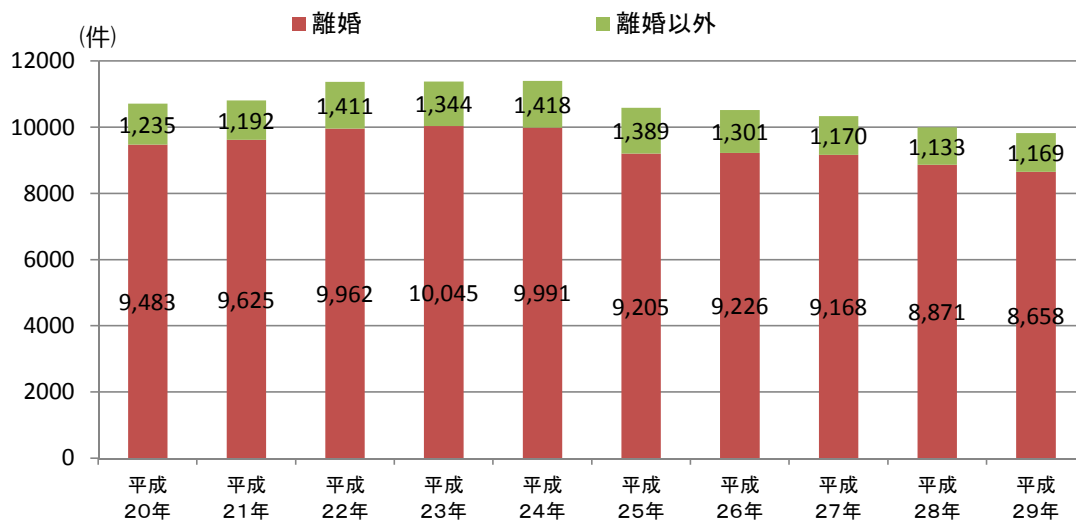
平成30年5月

## 目 次

1	新受事件について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	既済事件について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	附帯処分の申立て等の状況について・・・・・・・・	3
4	終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	平均審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	家庭裁判所調査官の関与状況について・・・・・・・・	6
7	参与員の関与状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(参考) その他の数値について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 涉外離婚訴訟事件の新受件数について	
	(2) 人事訴訟事件における合議事件数の推移	

# 1 新受事件について

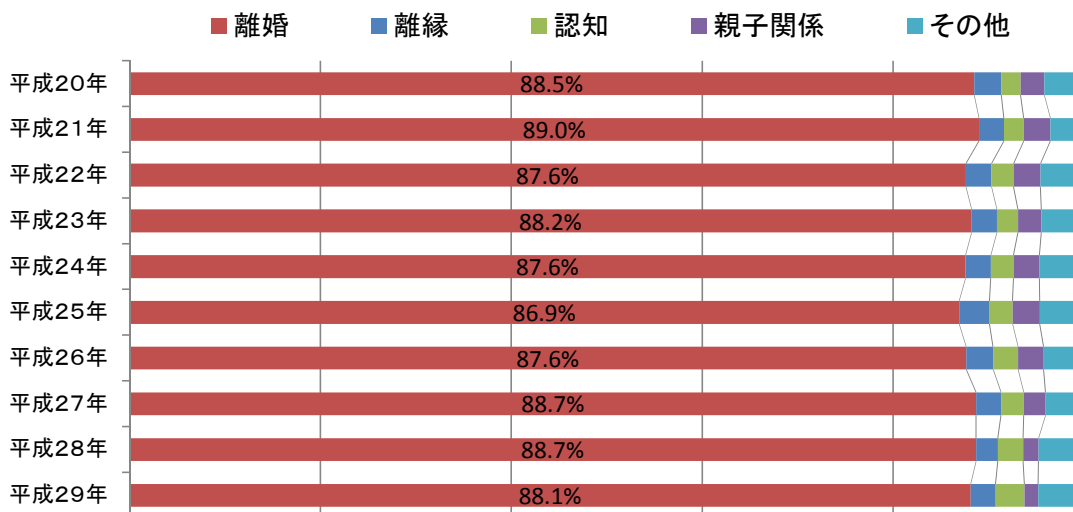
## ○新受件数の推移



## ○新受件数一覧

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
平成20年	10,718	9,483	305	215	265	450
平成21年	10,817	9,625	281	225	302	384
平成22年	11,373	9,962	307	261	320	523
平成23年	11,389	10,045	303	252	279	510
平成24年	11,409	9,991	301	272	309	536
平成25年	10,594	9,205	336	259	301	493
平成26年	10,527	9,226	294	276	283	448
平成27年	10,338	9,168	269	247	233	421
平成28年	10,004	8,871	228	263	162	480
平成29年	9,827	8,658	256	297	140	476

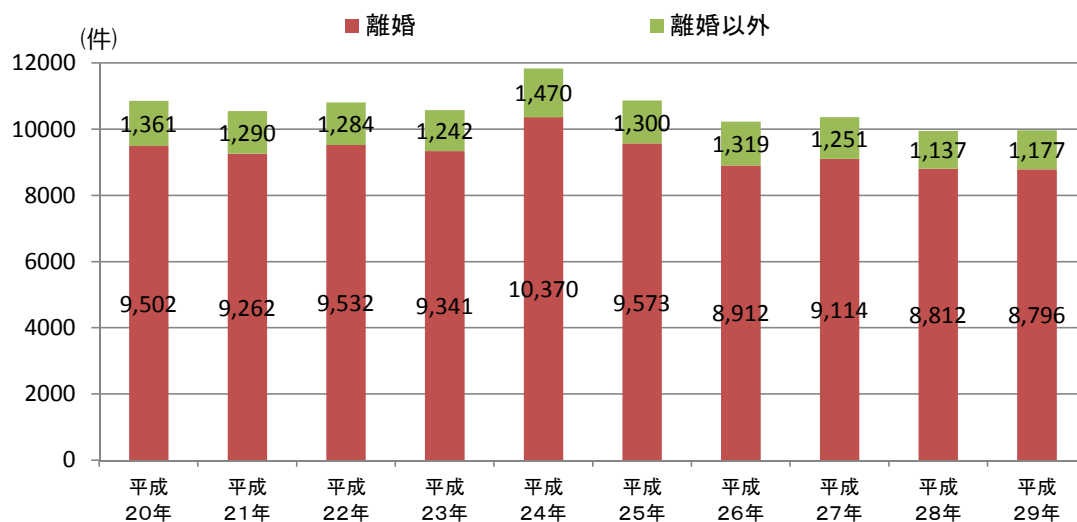
## ○新受事件の割合の推移



※ 「その他」には、婚姻の無効、同取消し、婚姻関係の存否の確認、養子縁組の無効、同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

## 2 既済事件について

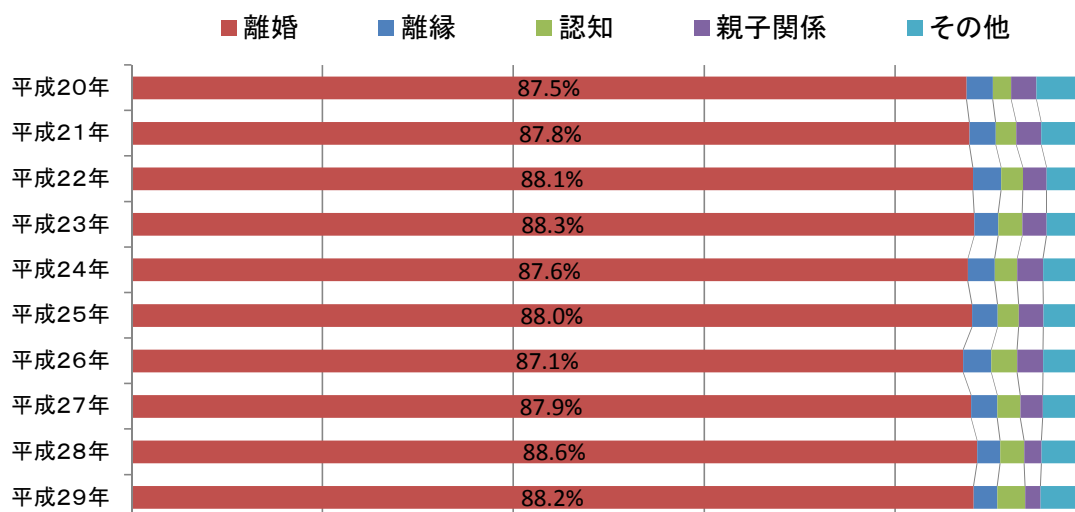
### ○既済件数の推移



### ○既済件数一覧

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
平成20年	10,863	9,502	297	208	286	570
平成21年	10,552	9,262	288	228	276	498
平成22年	10,816	9,532	318	247	269	450
平成23年	10,583	9,341	267	264	271	440
平成24年	11,840	10,370	333	279	321	537
平成25年	10,873	9,573	290	242	278	490
平成26年	10,231	8,912	300	278	278	463
平成27年	10,365	9,114	286	250	244	471
平成28年	9,949	8,812	239	250	182	466
平成29年	9,973	8,796	247	291	161	478

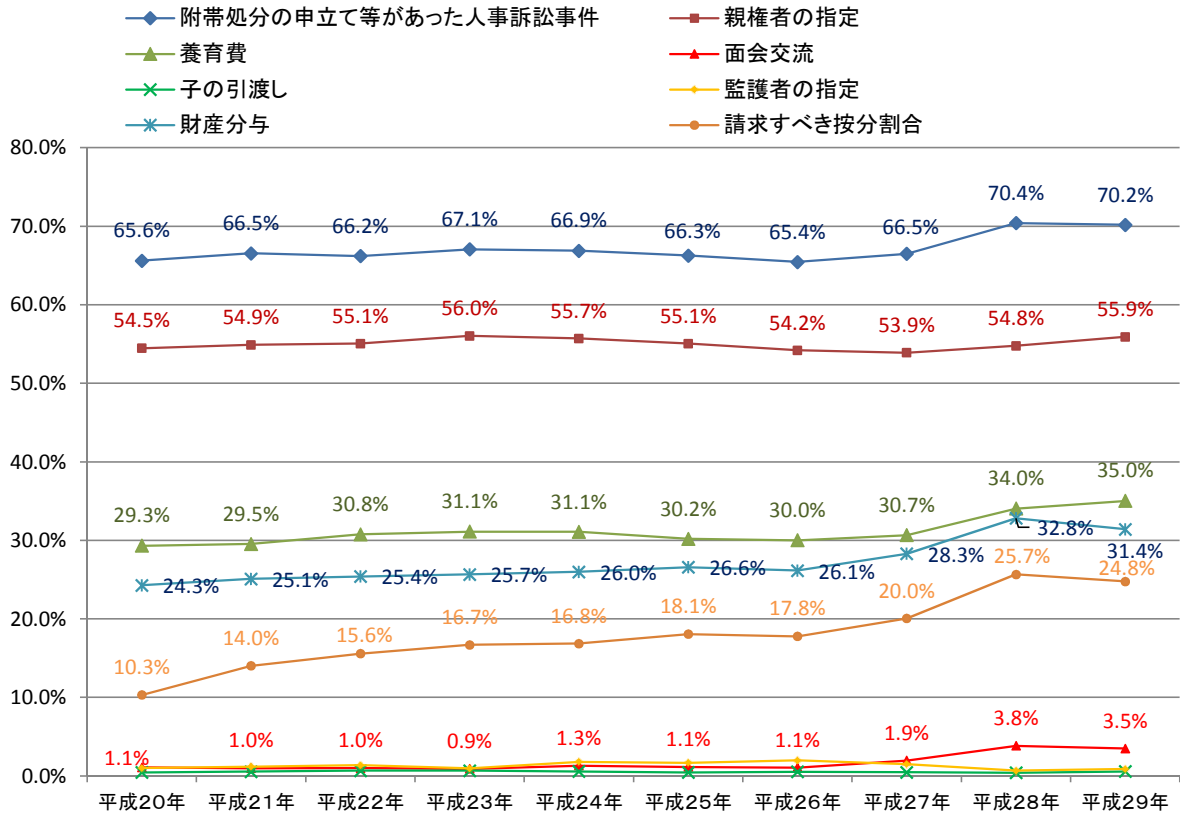
### ○既済事件の割合の推移



※ 「その他」には、婚姻の無効、同取消し、婚姻関係の存否の確認、養子縁組の無効、同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

### 3 附帯処分の申立て等の状況について（注）

#### ○附帯処分の申立て等の割合の推移



※ 上図は、人事訴訟事件の既済件数に対する、附帯処分の申立て等の各種件数の割合の推移を示している。  
（注意：従前（「人事訴訟事件の概況－平成27年1月～12月」まで）は、附帯処分の申立て等合計の件数に対する割合を示していたため、上図とは算出方法が異なる。）

※ 人事訴訟事件1件について、複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、各附帯処分の申立て等の割合を足しても、「附帯処分の申立て等があった人事訴訟事件」の割合とは一致しない。

#### ○附帯処分の申立て等の状況一覧

	人事訴訟事件の既済件数	附帯処分の申立て等の件数							
		合計	親権者の指定	養育費	面会交流	子の引渡し	監護者の指定	財産分与	請求すべき按分割合
平成20年	10,863	7,128	5,917	3,184	116	48	108	2,636	1,121
平成21年	10,552	7,022	5,792	3,117	103	58	125	2,647	1,479
平成22年	10,816	7,161	5,955	3,326	108	72	148	2,747	1,685
平成23年	10,583	7,097	5,930	3,291	95	70	102	2,716	1,767
平成24年	11,840	7,919	6,596	3,680	153	68	211	3,076	1,995
平成25年	10,873	7,204	5,986	3,283	123	48	182	2,889	1,963
平成26年	10,231	6,696	5,544	3,069	109	54	202	2,675	1,818
平成27年	10,365	6,891	5,586	3,178	202	48	156	2,933	2,078
平成28年	9,949	7,005	5,448	3,387	381	40	67	3,265	2,552
平成29年	9,973	6,998	5,576	3,493	347	57	88	3,133	2,469

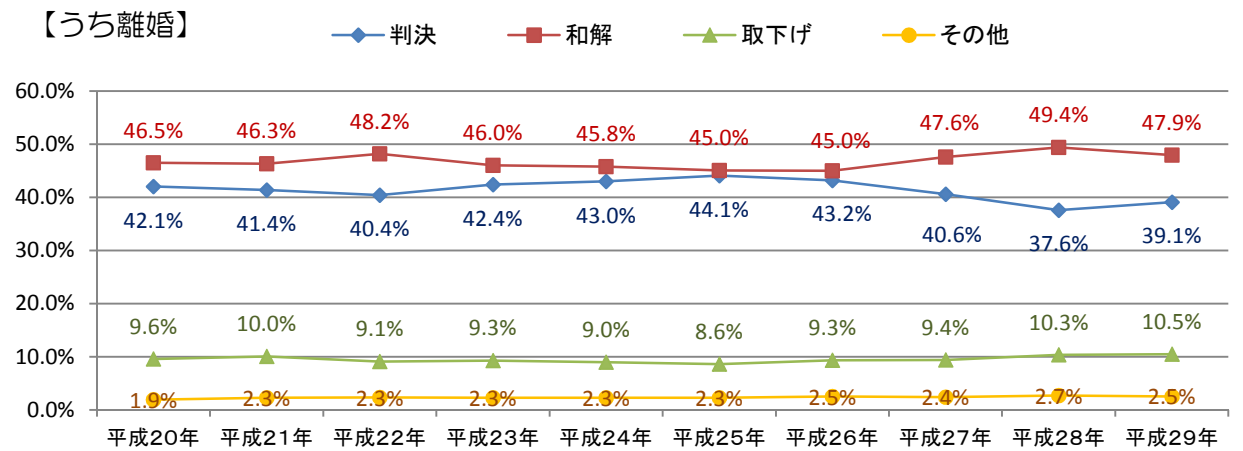
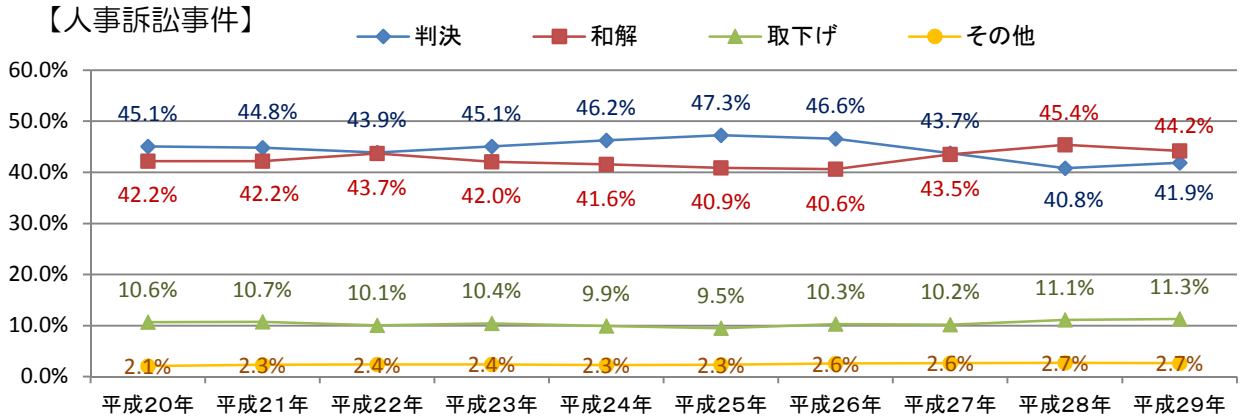
※ 人事訴訟事件1件について、複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、各附帯処分の申立て等の数を足しても、合計の数とは一致しない。

※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

（注） 附帯処分の申立て等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分の申立てがあった場合及び終局時に親権者指定（民法819条2項）をすべき子がいた場合をいう。

## 4 終局区分別件数について

### ○終局区分別割合の推移



### ○終局区分別件数一覧

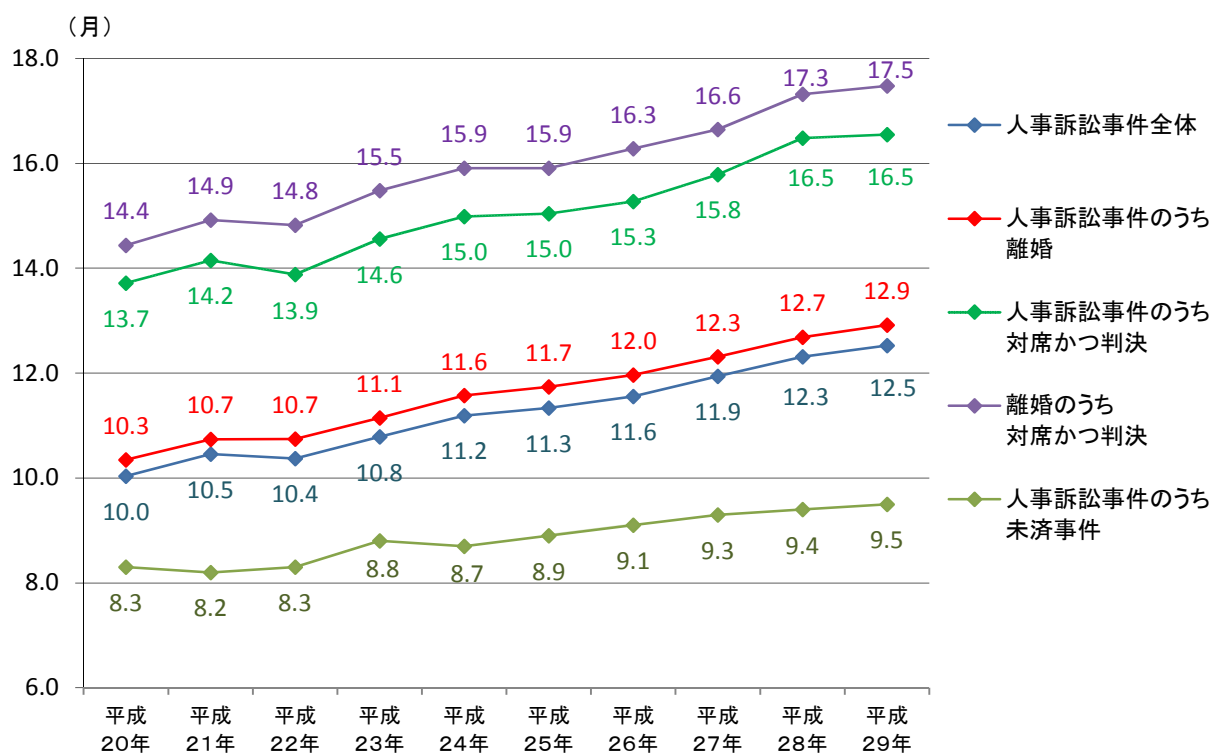
年	区別	既済件数 合計	判決			和解	取下げ	その他	
			合計	うち認容	うち棄却				うち却下
平成20年	人事訴訟事件	10,863	4,896	4,437	421	17	4,586	1,156	225
	うち離婚	9,502	3,998	3,649	324	8	4,417	909	178
平成21年	人事訴訟事件	10,552	4,727	4,255	446	18	4,449	1,130	246
	うち離婚	9,262	3,835	3,485	340	4	4,291	927	209
平成22年	人事訴訟事件	10,816	4,745	4,302	415	19	4,725	1,088	258
	うち離婚	9,532	3,852	3,516	321	6	4,594	867	219
平成23年	人事訴訟事件	10,583	4,772	4,286	459	23	4,450	1,105	256
	うち離婚	9,341	3,961	3,582	365	12	4,300	866	214
平成24年	人事訴訟事件	11,840	5,475	4,937	488	25	4,922	1,171	272
	うち離婚	10,370	4,459	4,046	377	11	4,746	930	235
平成25年	人事訴訟事件	10,873	5,139	4,628	470	18	4,447	1,033	254
	うち離婚	9,573	4,220	3,844	350	3	4,312	825	216
平成26年	人事訴訟事件	10,231	4,765	4,271	470	16	4,153	1,051	262
	うち離婚	8,912	3,850	3,487	351	6	4,011	830	221
平成27年	人事訴訟事件	10,365	4,532	4,023	472	30	4,506	1,055	272
	うち離婚	9,114	3,700	3,332	354	8	4,338	857	219
平成28年	人事訴訟事件	9,949	4,061	3,585	448	24	4,512	1,105	271
	うち離婚	8,812	3,312	2,969	336	4	4,354	909	237
平成29年	人事訴訟事件	9,973	4,174	3,669	483	15	4,407	1,125	267
	うち離婚	8,796	3,439	3,053	373	6	4,216	922	219

※ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。

※ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事事件手続法276条1項参照）。

## 5 平均審理期間について

### ○平均審理期間の推移



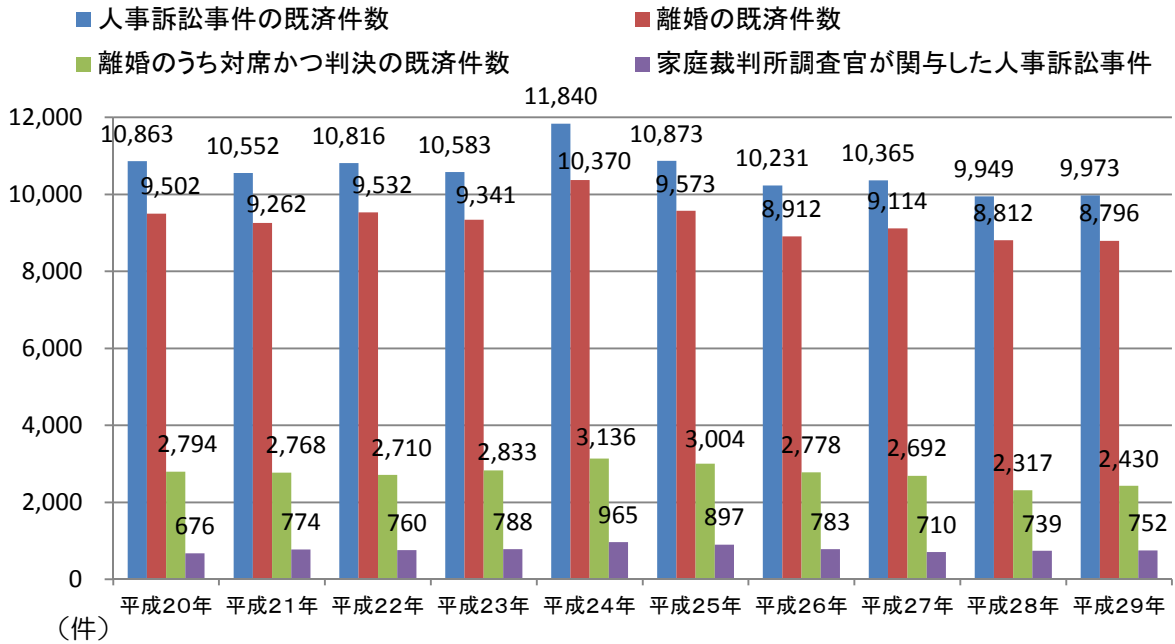
※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

※ 人事訴訟事件のうち未済事件の平均審理期間は、各年の12月31日現在の未済事件を対象としている。その他の平均審理期間については、既済事件を対象としている。

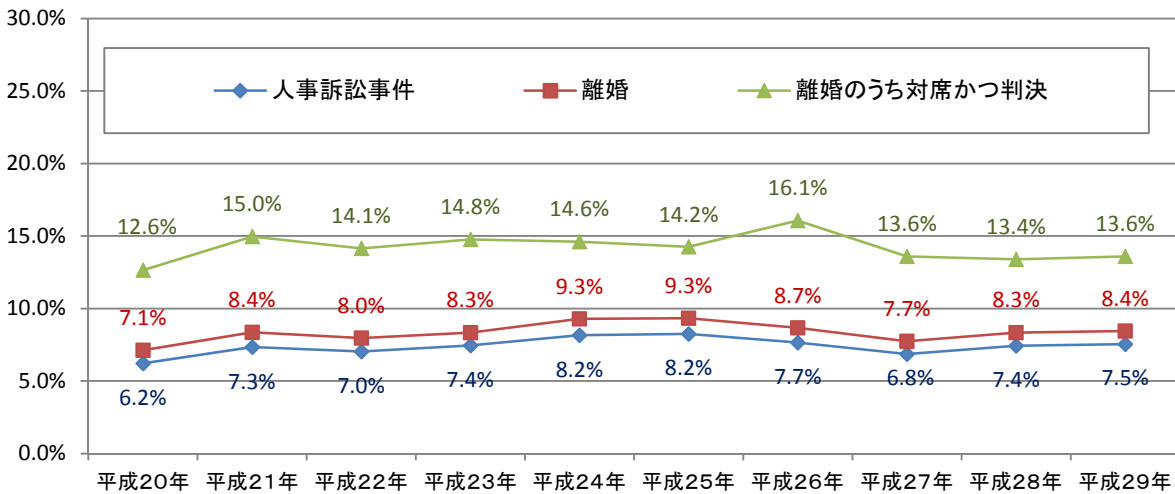


## 6 家庭裁判所調査官の関与状況について（注）

### ○家庭裁判所調査官が関与した事件の推移



### ○家庭裁判所調査官が関与した事件の割合の推移



### ○家庭裁判所調査官が関与した事件数一覧

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
家庭裁判所調査官が関与した人事訴訟事件	676	774	760	788	965	897	783	710	739	752
うち離婚	676	774	759	779	962	893	772	706	735	742
うち対席かつ判決	353	414	383	418	458	428	446	366	310	330

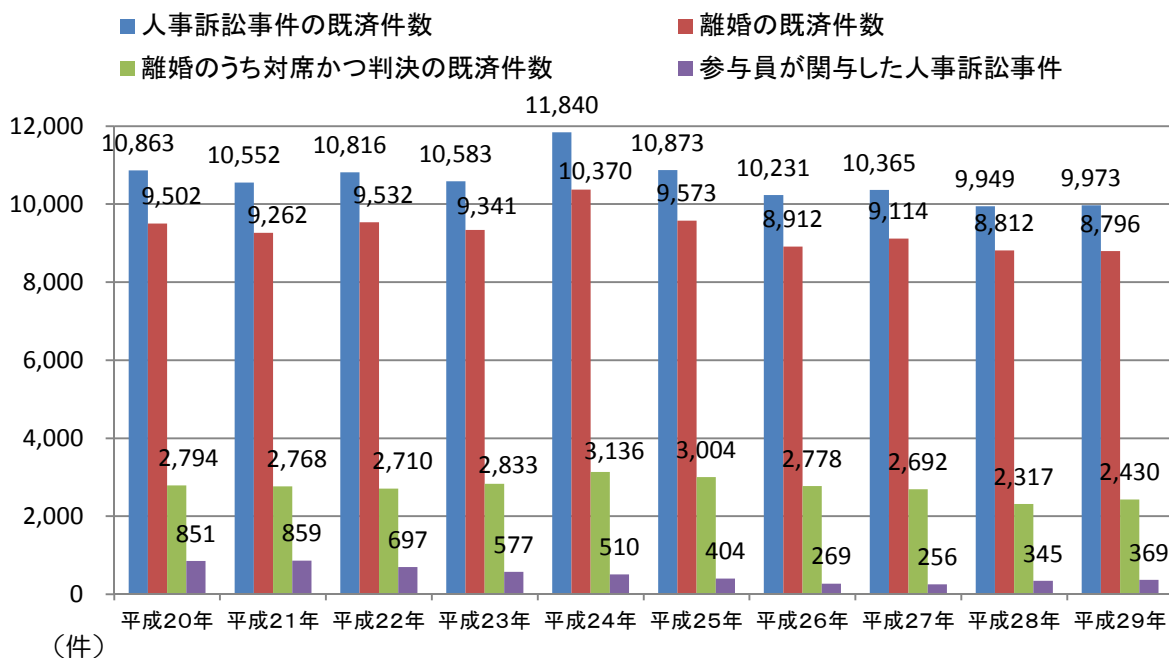
※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

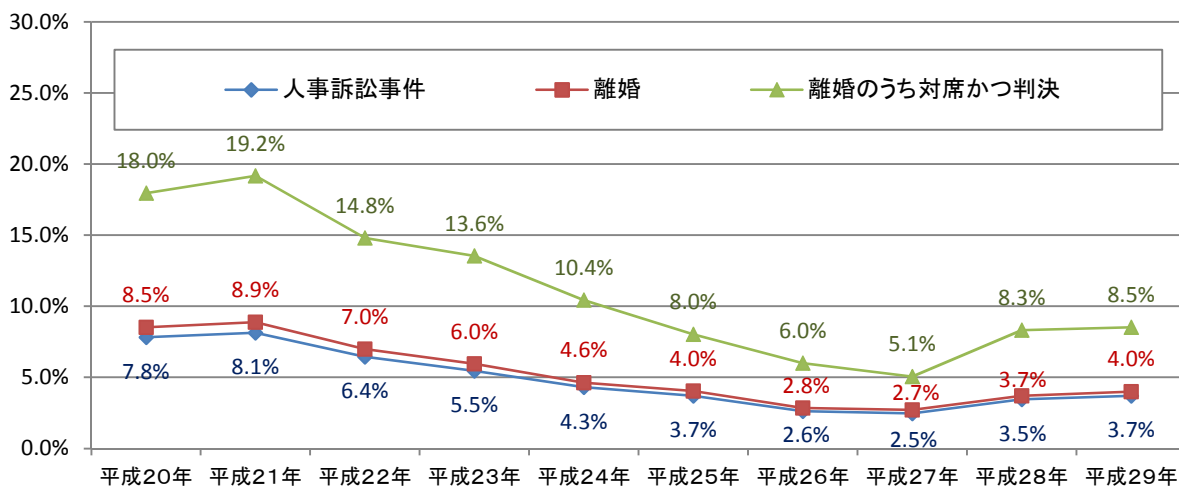
（注） 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条）。

## 7 参与員の関与状況について（注）

### ○参与員が関与した事件の推移



### ○参与員が関与した事件の割合の推移



### ○参与員が関与した事件数一覧

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
参与員が関与した民事訴訟事件	851	859	697	577	510	404	269	256	345	369
うち離婚	810	822	666	557	481	386	253	248	327	352
うち対席かつ判決	502	531	401	384	327	241	167	136	193	207

※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

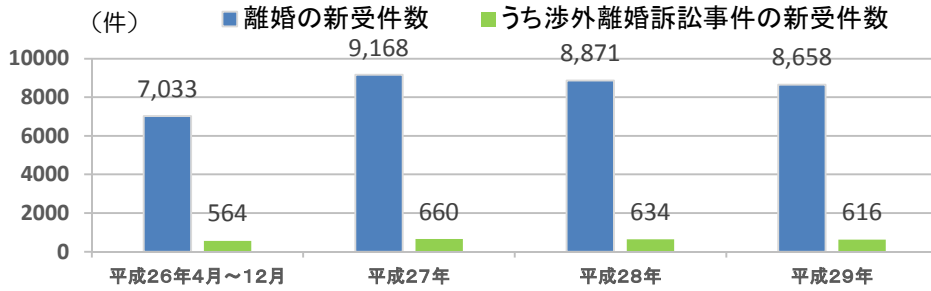
※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

（注） 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につきその意見を聴くことができる（民事訴訟法9条1項）。

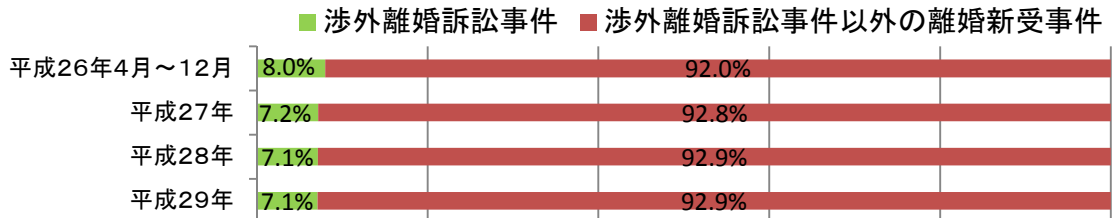
(参考) その他の数値について

(1) 渉外離婚訴訟事件の新受件数について

○ 渉外離婚訴訟事件の新受件数（平成26年4月から平成29年まで）



○ 離婚新受事件に占める渉外離婚訴訟事件の割合（平成26年4月から平成29年まで）

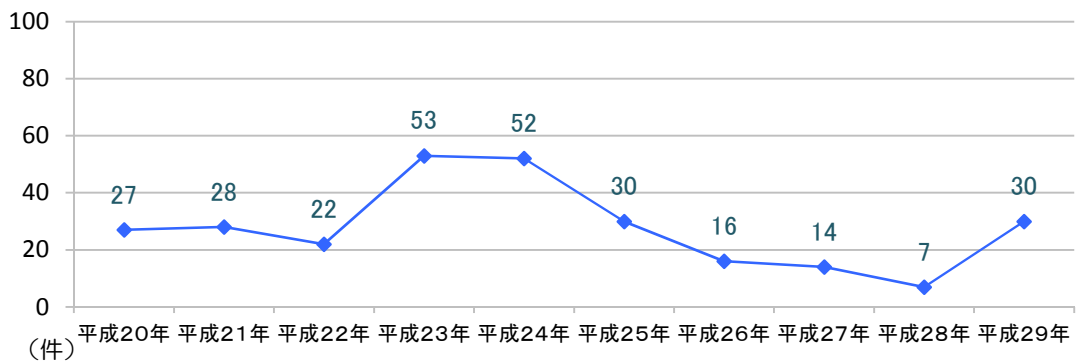


※ 上図における渉外離婚訴訟事件とは、当事者の全部又は一部が外国人である離婚の訴えをいう。

※ 本数値は、当局の実情調査の結果に基づく概数であり、平成26年4月から計上している。

(2) 人事訴訟事件における合議事件数の推移

○ 合議事件数の推移



※ 上図は、各年の既済事件のものである。